＜Ⅳ手順書の検討体制（実施体制）について；記入内容の例＞

検討体制の名称【手順書検討委員会】

1. 検討体制に係る方針

　○医療現場において、事業対象看護師は医師及び関係職種と連携しながら対象行為を実施することから、対象行為に係る手順書の検討は、事業対象看護師、医師及び関係職種により検討する。

　○手順書における患者の病状の範囲の検討においては、医療安全の観点からの検討が不可欠であることから、当施設の安全管理委員会と連携しつつ検討する。

*←具体的な連携内容（定期報告など）を記載していただくと、連携状況が明確となります。*

　○安全管理委員会の承認を得た手順書により、実践の場で手順書の検証を行い、患者の病状の範囲についてさらに検討を加える。

1. 構成員

*←構成員名、職種、職位、本事業における役割（事業対象看護師、指導医など）を明記。検討体制の責任者（委員長など）を明示してください。*

*※事業対象の看護師が含まれていること*

*※医師及び対象行為に関連する関係職種が含まれていること*

*※事業の対象となる行為を指導する医師が含まれていること*

1. 検討の流れ
2. 対象行為について、厚生労働省より提示された手順書例をたたき台に、医師、事業対象看護師、関係職種により自施設で使用する手順書を作成する。
3. 手順書により事業対象看護師が患者の病状の範囲の確認を行い、その内容を医師に確認し、対象行為を実施する。その際、病状の範囲の確認について、医師の判断と相違があった場合は、その点を記録として残す（本事業の報告内容となるため）。
4. 検証の結果を踏まえて手順書検討委員会において手順書の内容を検討する。

※委員会開催頻度は週１回を原則とするが、事業対象看護師の当該行為に関する習熟度等の状況に応じて適宜開催し、検討を行う。

※手順書検討委員会では、主に手順書にある病状の範囲の記載で加筆・修正すべきものはないか、省令で定めるものとして手順書に追加して記載すべき内容はないかを検討、手順書の見直しを行う。

以降、①から繰り返す。